

手話通訳士とは

手話通訳士とは、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）」に基づき、手話通訳技能について審査・証明事業を行う法人として、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話通訳士として登録を行った者であり、手話を用いて聴覚障害者と聴覚障害を持たない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ることを業とする者をいう。

出典：厚生労働省ホームページ[手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)（令和5年12月14日に利用）

公職選挙法の改正により、1995年の参議院比例区選挙の政見放送において「名簿届出政党等が厚生大臣（現厚生労働大臣）公認の手話通訳試験に合格した手話通訳士を自らの手話通訳者として政見を通訳させることができるものとする」となり、手話通訳士の資格が法律に明記されました。その後も改正を重ね、2009年に衆議院比例区選挙、2011年に都道府県知事選の政見放送に手話通訳が導入されました。また、最近では、行政機関の窓口などの公的な機関に手話通訳者を設置するときに、手話通訳士資格を条件に募集しているところも増えてきています。さらに、専門的な技術が求められるところには、手話通訳士有資格者が対応するとしているところもあります。

出典：一般社団法人日本手話通訳士協会ホームページ[手話通訳士の仕事 \(jasli.jp\)](https://www.jasli.jp)（令和5年12月14日に利用）